

民運糧と屯田糧

—明代における邊餉問題の一側面(一)—

寺田隆信

一 ま え が き

本稿は、前稿「明代における邊餉問題の一側面——京運年例銀について——」(清水泰次博士追悼記念・明代史論叢)とともに、明代における北邊の軍事的消費地帯の經濟構造、より具體的には、その流通機構の問題に接近するための、基礎的研究である。

即ち、前稿においては、明代における北邊防衛體制の確立過程を概観し、その經濟的基盤をなす邊餉問題が、民運糧・屯田糧・京運年例銀、及び開中法の實施など、四つの具體的方策を中心として處理されていた事に觸れたのち、京運年例銀の制度史的側面について、若干の考察を加えるとともに、京運年例銀の問題をも含めて、銀貨を主體とす

る邊餉調達體制への政策的轉換は、國家的意志のみによつて、現實に先行するかたちで實施できるものではなく、したがって、この問題は、その現實的前提の存在、つまり、大規模な穀物流通機構の存在とその構造を明らかにする方向とも關連させて論ずる必要のある事に言及した。

本稿は、前稿をうけて、邊餉問題のなから、民運糧と屯田糧の問題をとりあげ、主として、その事實問題を論じたものであるが、前稿と併讀していただければ幸甚である。

二 民運糧とその銀納の問題

民運糧——直接生産者たる農民から現物もしくは銀納のかたちで收奪され、彼ら自身の負擔によつて北邊に輸納され

た糧餉については、從來、邊餉問題が論じられる場合、その研究対象として、充分な考慮がはらわれていたとはいえず、したがって、究明すべき幾つかの問題があるが、ここでは、さしあたって、三つの問題点を明らかにしておこうと思う。⁽¹⁾ 即ち、その負擔を課せられていた地域、邊餉におけるその數量的比重、折納・特に銀納の問題がそれである。

まず、第一の問題——民運糧という名目のもとに、自らの生産物を北邊の軍事地域に輸納する事を命じられていた地域の範圍については、たとえば、嘉靖初年の記録である梁材・會議王祿軍糧及內府收納疏（皇明經世文編八以下、文編と略稱）卷一〇三や、同二十年代の末に書れたと推定される潘演・查核邊鎮主兵錢糧實數疏（文編卷一九九）、萬曆會典卷二八邊糧の條・「見餉額」の項などに、それに關する記載があつて、嘉靖から萬曆年間にかけて、遼東鎮に對しては北直隸・山東方面から、宣府鎮へは河南・山東・山西・北直隸地方から、大同鎮には山西・河南兩省から、延綏鎮へは陝西・河南兩省からといったぐあいに、主として、華北諸省から、それが輸納されていた事を知る事ができる。また、正德會典卷二四會計・轉運の條にみえる「弘治十五

年起運數目」によると、山東・河南・山西各布政司と、直隸の順天・眞定・保定・廣平四府の項には、京倉へとともに、邊倉にも税糧の一部を送つていた事實が、その數量とともに記録されており、實錄⁽²⁾隆慶元年十二月戊戌の條にみえる戸部尚書馬森の覆奏の一節にも、

：臣查、祖宗舊制、河淮以南、以四百萬供京師、河淮以北、以八百萬供邊境、：

といつて、明王朝の中國支配の財政的基礎構造とともに、北邊に對する華北諸省の後背地的位置について語つてゐる。この事について、成化・弘治年間における邊政問題の權威者である馬文升にも、つぎのような文章がある。

：照得、順天及直隸保定八府、實畿內近地、陝西山西、極臨邊境、河南山東、俱近京師、凡各邊有警、其糧草馬匹、俱藉四省八府之民、僭運供給、：（文編卷六四 爲會集廷臣計議禦虜方略以絕大患事疏）

このように、北邊地方に對する華北諸省の後背地的位置は、注目すべきものであるが、それは、つぎのような過程をへて形成されたのであつた。即ち、國初、洪武・永樂年間、蒙古族に對して積極的姿勢がとられた時代であ

り、實錄の記載をみて、華々しい戦鬪と勝利の記録に満ち、邊餉問題に言及した條は、その後の時代にくらべて非常に少いのを特徴としている。そこで目につくのは、遠征軍の糧食を如何にして確保するかの議論や、北征の兵站基地たる大寧・開平各衛への糧食輸送の記事くらいで、國權についても事情は同じであるが、實錄洪武十五年四月壬辰の條によれば、北虜覆滅の軍餉が、浙江・江西・河南・山東・南直隸地方の住民の、直接の負擔によつて供給されていた事が明らかである。そして、軍糧の輸送に従事した者には、一年間の稅役が免除される規定であつた。つまり、洪武の頃においては、黃河以南から長江流域にかけての地方に依存していた軍餉の調達體制が、蒙古の勢力を驅逐して、明朝の中國支配が確立して行く過程において、馬森のいうような、江淮以南の稅糧をもつて國都北京の需要を賄い、江淮以北のそれをもつて北邊の軍餉を補うという、その基本的財政機構が確立したものと考えられるのであるが、國初に比較的近い時期における民運糧の形態については、つぎの各史料によつて、その大體を知る事ができる。

まず、實錄永樂十五年五月丙申の條には、

：陝西秦州民張源言、鞏昌臨洮等府夏秋二稅、歲令民運甘州、其地相去二千餘里、皆陸行負荷、及載以牛驢、：

とあり、實錄洪熙元年八月癸酉の條にも、

：平陽府知府謝瑾言、平陽屬縣秋糧、當輸大同天城諸衛、道路一千餘里、民苦輓運、負欠累年、：

とある。すでに、永樂から洪熙年間において、陝西の鞏昌・臨洮二府から甘州へ、山西平陽府から大同へと、稅糧が運ばれていた事を傳えるとともに、かなりの遠距離を克服して、民運糧の輸送が強制されていた事實をも明らかにする記述である。また、實錄宣德二年正月癸丑の條にみえる大同總兵官鄭亨の上奏には、

：大同緣邊軍衛歲用糧草、俱是山西布政司定撥輸納、：

といつて、大同鎮の糧草が山西布政司から送付されていた事實に觸れており、同宣德二年十二月己未の條・寧夏總兵官陳懋の上奏の冒頭にも、

：（寧夏）軍士糧餉、皆仰陝西有司餽運、道途險遠、民力艱難、常以不足爲憂、：

と述べているほか、同正統元年八月戊辰の條には、

：甘州各衛士馬芻糧、俱陝西各府供給、遠至三千餘里、民之送納

者、歲無寧日、：

という、戸部主事侯復の言が收録されていて、宣徳・正統の頃に、陝西から寧夏・甘州各鎮へ税糧の輸送が行われていた事がわかるのである。更に、成化十八年六月になされた巡撫陝西都御史何喬新の奏議（皇明世法錄卷六五）には、つぎのような一節がある。

…山西所屬夏稅秋糧、計二百二十七萬三千一百六十七石、洪武永樂間、自存留外、僅輸給大同各衛并雁門偏頭二關、正統末年、虜寇犯邊、乃以太原等府澤潞等州稅糧、輸之宣府、成化二年、官軍欲擄河套、乃以各屬稅糧、輸之榆林、自此存留數少、：

即ち、山西布政司管内各府州縣の税糧は、洪武・永樂年間においては、存留分を除いて、わずかに、大同と雁門・偏頭兩關に運ばれるにすぎなかつたが、正統末年に太原府などの税糧を宣府に送る事に改め、成化二年からは、榆林（延綏）にも運ばねばならなくなつたという。何喬新のこの上奏文は、右につづいて、宣府の糧餉はこれを山東・北直隸地方に、榆林のそれは陝西地方に求めていたといつてゐるから、正統末年以前の宣府、成化二年以前の榆林兩鎮に對する所謂民運糧の輸送體系も、それによつて明らかと

なるであらう。

ついで、民運糧の邊餉問題に占める數量的比重の問題であるが、これを、從來、邊餉問題の中心的課題とみなされてきた屯田糧の數量と比較してみると、各鎮ごとに、事情は必ずしも同じではないが、つぎのような結果がえられる。まず、邊餉問題に關する最も早い時期の統計資料と考えられるのは、萬曆會典卷二八邊糧の條に、「原餉額」として附加されている年代未確認の簡單な記録であるが、それには、つぎのような數字がみえてゐる。

	屯 田 糧		民 運 糧	
	遼東	宣府	大同	延綏
	糧七十萬石	糧二十五萬四千餘石	糧五十一萬三千九百四十石餘	糧六萬五千八百四十五石
			布三十一萬疋・花絨十四萬斤	米麥四十一萬八千八百六十石
			米麥二十七萬石・折色銀六萬兩	糧二十八萬石

即ち、遼東については正確には比較しえないけれども、宣府においては、現物についてはほぼ同量であるが、民運糧には折色銀六萬石が加わつてゐるから、その分だけ多かつたとみられ、大同の場合には、逆に、屯田糧の方が約十萬石多く、延綏では、その民運糧は屯田糧の四倍にも達し

ているのである。

また、嘉靖初年の記録である前記の梁材・會議王祿軍糧及內府收納疏（文編卷一〇三）には、宣府の屯糧六萬二千三百二石に對して民運糧七十四萬五千二百七十三石餘とあり、大同については、屯糧十二萬四千六百餘石・民運糧五十八萬六千四百七十五石とみえ、延綏の條には、屯糧六萬六千九十七石・民運糧二十八萬九千六百七十三石という數字が記録されている。つまり、民運糧の屯田糧に對する倍率は、延綏の約四・四倍を最低として、大同では四・六倍、宣府においては實に十二倍にも達しているのである。そして、これと同じような傾向は、前稿において紹介した他の二つの統計資料―嘉靖二十年代の末に書れたと推定される潘演・查核邊鎮主兵錢糧實數疏（文編卷一九九）や、萬曆會典邊糧の條にみえる「見餉額」の記録などについても、これを指摘する事ができるのである。

このように、民運糧の屯田糧に對する數量的優位は、右の數字の示すところによれば、絶對的なものがあつたという事ができるのであるが、この事實は、つぎの諸史料によつて、更に國初に近い時代についても、これを裏付ける事

ができる。即ち、實錄正統六年三月戊戌の條にみえる上諭の一節には、多少表現過剰の氣味もなくはないが、

…大同宣府、歲用甚夥、而屯田所入、不及十一、餘皆仰給於民、…といつており、實錄によつて、成化三年六月丙申の日になされた事の明らかな、巡撫甘肅右僉都御史徐廷章の邊議疏（文編卷七〇）にも、甘肅各衛の屯糧は、わずかに三カ月の軍糧を賄うにすぎず、残りの九乃至十カ月は、悉く腹裏・西安府の民運糧にまたねばならなかつた實狀が語られているほか、延綏鎮についても、巡撫王銳の言として、

…榆林一帶營堡、原無額設田地、一應糧草、俱以腹裏軍民供給、輸運甚艱、…（實錄成化六年三月壬辰の條）

などと伝えられているのであつて、いずれも、民運糧の重要性に言及した記述と認められるのである。

さて、以上のように、華北諸省から北邊に輸納される民運糧が、體制として、國初から（記録の上からは永樂年間に）すでにその輸納がはじまつており、しかも、それが邊餉調達體制のなかに重要な位置を占めていた事實は、北邊の軍事的消費經濟が、直接的には、華北農民に對する稅役收奪と、その國家的集中の體系とに、大きく依存したかた

ちで維持されていた事を示すものであるが、それは、農民にとつて極めて過重な負擔であつたに違いない。現物輸送における苦役の状況は、「道路一千餘里、民は輓運に苦しみ、

負欠は年を累さぬ」(實錄洪熙元年八月癸酉の條)とか、「徒步すること千里、夫運び而して妻供し、父輓し而して子荷

う、道路に愁怨たり」(倪岳・論西北備邊事宜疏 文編卷七七)と表現されており、その輸送經費についても、北直隸眞

定府から紫荆關へ穀物を輸送した場合、糧一石あたりの輸送費(脚米)として一石を要し(實錄景泰元年五月辛亥の條)、

山西から宣・大兩鎮への輸送費は、穀物一石について六・七石にも達したといひ(實錄正統四年五月丁巳の條、陝西

より邊境に麥一石を運ぶのに銀三兩を必要とした(實錄弘治十四年閏七月乙巳の條)、などといわれているのであるが、

かかる過重な負擔を軽減し、あわせて、それと無關係ではありえない民運糧の滯納一掃のための具體策として、つぎのような方策が立案されている。即ち、實錄宣德五年十月

癸酉の條によると、戸部が、山西から大同・宣府兩鎮へ輸納する秋糧に負欠が多いため、各地の特産物を兩鎮に運び、

現地において米穀に易えて納めさせようと計畫したのに對

して、山西布政司の立案した轉輸事宜六條のうちの一條は、つぎのような内容をもっている。

一、山西歲納大同宣府之糧、宜徵民間所產有、度邊境所宜用、若布絹綿花茶鹽農器等物、估其時值、十分減二、運赴邊上、令掌收糧官、辨驗酌量、市米上倉、

要するに、民間の産物であり、且つ、邊境の必需品でもある綿布・絹・綿花・茶・鹽・農器等をもつて現地に赴き、それを米穀に易えたうえで、邊倉に納入させようというわけである。なお、これにつづく一條には、右の方法は便利ではあるが、同じ場所で一時に米穀と交換するのは困難であり、不利益をこうむる事もあらうかと想定し、應・朔・蔚・渾源各州など、宣大附近の穀倉地帯とみなされる地方に倉庫を設け、官司に命じて、適當な時期に、適正な價格で糴買させ、これを指定の邊倉に運ばせるのがよいともいつている。山西布政司の立案したこの方法は、勅裁をえて實施されているが、宣德五年から數えて六年後、實錄正統元年閏六月戊寅の條にみえる巡撫于謙の文章のなかに、

…山西土瘠民貧、路險運艱、其給邊稅糧、惟賈貨物之彼易糴…とあり、王越・禦寇方略疏(文編卷六九)の一節にも、

…陝西河南山西三省人民、連年轉輸、其間隣近者、或有送納本色、其餘皆輕齋來邊、收買上納、…

とあるのは、その方法が廣く行われていた事を示したものであるが、また、王崇古・陝西四鎮軍務事宜疏（文編三一九）に、延綏に對する陝西延安府屬の鄜州・洛川・中部・宜君・宜川・甘泉・膚施各州縣の民運糧について、

…各州縣國初編派稅糧、俱係本色赴沿邊各倉場上納、當時河套未失、邊地耕種甚豐、百姓各備布貨赴邊、易糧完賦、軍民交便、…といつてゐるのは、そうした方策が、現地における穀物生産の裏付けがあつてはじめて、有效でありうる事を示唆している。

ところで、民運糧の輸納について見逃しえないもう一つの問題は、その銀納の問題である。即ち、實錄正統四年五月丁巳の條によれば、巡撫河南山西兵部右侍郎于謙は、山西の稅役負擔、就中、大同方面へのその稅糧負擔を輕減するために、法司の贓罰銀及び江南の折糧銀のなから、毎年六十萬兩を支出し、これを資金として、現地で收穫期に米穀を購買收貯する事によつて、山西の民運糧百五十五萬餘石の約半分を免除しようという邊餉政策を提示している

が、これと同じ時期に、民運糧の銀納が試みられていた事を示す幾つかの記載がある。たとえば、

巡撫大同宣府右僉都御史盧睿奏、山西上年撥送折糧銀一十萬兩、每銀一兩、准糧四石、今宣府米價騰貴、請每銀一兩、准二石五斗、從之、（實錄正統四年十一月乙巳の條）

とあるのは、正統四年以前に、山西より宣大兩鎮に送られる民運糧が、銀一兩 $\parallel$ 糧四石の換算率で銀納されていた事を示すものであり、また、實錄正統十年十二月甲寅の條に、大同總兵官武進伯朱冕等奏、大同蓄積糧多、恐致陳腐、除官軍支用外、乞將今歲山西撥納秋糧四十萬、准收本色二十萬石、餘半折收銀貨、用備易糴新糧、以抵蓄積、從之、

といつてゐるのは、大同においては、蓄積の米糧多きの故をもつて、民運糧の半分程度の銀納が試みられた事を傳えた記載である。そして、附言するならば、この場合、蓄積された米穀の腐敗が民運糧の銀納を要求する根據とされてゐるのは、北邊における穀物の蓄積と邊餉銀納制との關係、正統年代における糧餉調達體制の安定性を示唆したものととして、注目する必要があるかと思われる。

更に、民運糧の銀納の問題については、萬曆會典卷二八

邊餉の條に、各鎮の具體的事例について、以下のような記載がある。まず、遼東鎮については、

舊例、取給山東稅糧折布三十二萬疋、本色鈔一百八十萬錠、花絨一十三萬二千斤、由海道自登州府新河海口、運至旅順口、再由遼河、直抵開原、成化弘治間、本折兼收、正德初奏改折色、陸運鹽折布四萬六千餘疋、十五年照例折銀、…

とあり、山東から遼東に送られる稅糧は、はじめ、綿布で代納されていた如くである。ところで、民運糧の綿布による代納は、他の諸鎮にもその例がないわけではないが、實錄正統五年正月辛酉の條に、

行在翰林院修撰邵宏譽言四事、…請、移文巡撫遼東左副都御史李濬、審勘豐熟、將山東應徵稅糧、折收布花、運赴遼東、糴米備用、…上是其議、

などあるところからみれば、少くとも正統時代以後においては、稅糧の綿布・綿花による代納が行われていたものと考えられる。そして、成化・弘治年間には本折兼收が行われたとあるが、これなども、實錄成化十六年七月丁未の條に、山東萊州府に命じて、折徵の布花を本色（穀物）で納めさせる事に改めたとあるような事實を指しているの

であらう。つづいて、正徳初年には折色の納入が復活するが、同十五年になつて、はじめて、その銀納が實施されるに至つたというわけである。また、宣府鎮に關しては、

民運有米麥布花馬草、於山東山西河南順天保定河間眞定順德廣平大名田賦內取給、原係本色、今皆折徵、…

とあるだけで、折納制の採用が何時頃の事であるのか、明らかではないが、前記實錄正統四年十一月乙巳の條などからみて、すでに、正統の初年には、その一部銀納が行われていたと考える事ができるであらう。ついで、大同鎮の場合には、

國初坐派山西、率多本色、正統八年本折相兼、正徳元年始全折徵、…とあつて、正統八年から本折兼收が行われ、その全面的折納の開始は、ずっとおくられて正徳元年であつたと記している。ところで、ここにいうところの折納とは、その具體的内容として、多くの場合、銀納を指しているのであるが、大同に對する民運糧の銀納の問題については、他にも據るべき史料がある。たとえば、張良知の筆になる資政大夫戸部尚書贈太子少保諡恭靖李公敏傳（皇明文海卷三六）には、傳主たる李敏が巡撫大同の職にあつた時（在任成化十三年正

月（成化十五年七月）の功績の一つとして、山東・河南の民運糧の銀納を認めた事をあげ、乾隆大同府志卷一七官蹟の條の李敏の傳にも、これと同様の事を述べたあと、「北方二稅皆折銀由敏始」と結んでいるのは、その一例であるが、會典卷二八邊糧の條にも、成化十一年に、大同・宣府兩鎮への、山西・河南・山東・北直隸方面からする民運糧の銀納にさいしての換算率に關する記載があり、それによると、山西が每石銀八錢であるほか、他はすべて每石銀八錢五分の割合で納めさせる事に決められている。また、實錄弘治元年五月己卯の條に、

命河南山西并北直隸府縣、起運大同夏秋稅糧、以三分爲率、止一分折銀、二分仍徵本色、以近例俱折銀、而大同方有警報、恐不便和糴也、

とあるによれば、現地における米穀買入れが困難となるであらう事を豫想して、從來行われて來た銀納を一時中止して、本折兼收が試みられた事もあつたようであるし、實錄弘治二年四月辛亥の條には、

命山西太原府迤北及大同府州縣、歲納折色糧于大同宣府者、俱改納本色、其太原迤南及平陽府等處、仍納折色、各從其便也、

とあり、輸送距離の遠近を考慮して、本色を納むべきか、折色（銀）を納むべきかの區別が設けられた事もあつたようである。李東陽の資德大夫正治士卿都察院左都御史贈太子少保諡簡肅張公敷華神道碑銘（國朝獻徵錄卷五四）は、弘治四年に山西巡撫となつた張敷華の傳記であるが、その一節に、

…（山西）歲給大同邊餉、多困折納、公請、太原以北可通車者運米、民亦便之、…

とあるのは、前記實錄の記載と關係があらうかと思われ。そして、このような幾つかの過程をとつて、會典に記す如く、正徳元年以降、全面的折納（銀納制）が採用されるに至つたのである。最後に、延綏鎮の事例については、つぎのようになっている。

國初額派山東河南諸省民運、俱從巡撫等臣、酌量三邊地方緩急、分給濟用、成化十九年、始派本省西安等府民運二十八萬餘石及河南布料價餘三萬三千兩、弘治十六年、改西安延慶三府稅爲拋荒折色二萬石、正徳十年、又將三府本色盡徵折色、嘉靖三十三年議本折兼用、隆慶二年盡復本色、…

延綏鎮の場合、民運糧の體系的輸納の開始がおそいのは、

成化年間に至つて、はじめて、その經營が本格化した事實と無關係ではないが、その一部銀納は弘治十六年に、全面的銀納は、それから十二年をへた正徳十年にはじまつたとされている。許論の「榆林鎮」と題する一文(文編卷二三)によると、弘治十六年の改革は布政使文貴により、正徳十年のそれは侍郎馮清によつて實施されたもので、これ以後、延綏地方では穀物が不足し、穀價の騰貴がはじまつたという事であるが、これと同様の記述は、全邊略記卷四・陝西延綏略、萬曆陝西四鎮圖説の皇輿考略、國朝典彙卷一五五兵餉の條などにもあつて、文貴や馮清らによる民運糧の銀納計畫の實施にともなつて、延綏鎮の穀價が騰貴し、邊餉調達體制の大きな障害となつたとするのが、當時における有識者の一般の見解であつた事がうかがわれるのである。即ち、この事實は、食糧自給の極めて困難な北邊地方に對する民運糧の銀納體制が、輸納された銀貨によつて、現地において穀物の購買が可能であるという前提條件をもたないかぎり、永續性をもちえない事を示唆するものであらう。楊博の查處屯田疏(文編二七三)に、

臣惟、甘肅地方、與延綏事體大略相同、先年河東民運、皆係本色、

後因輸納不便、改本爲折、遂致二鎮漸次蕭索、：

などであるのも、延綏と全く同じ事例について述べたものである。そして、再び會典の記載によれば、延綏鎮においては、嘉靖三十三年に民運糧の本折兼用が論議され、隆慶二年には本色による納付が復活されているが、それは、こうした失敗からえた教訓にもとづいた處置であつたと考えられるのである。なお、實錄隆慶二年二月庚子の條には、

詔：西安延安慶陽三府額派延綏鎮民運糧、俱復本色如故、從戶部覆巡撫李尚智奏也、

とあつて、隆慶二年における本色納入制の復活が、巡撫李尚智の奏請によつて行われた事實を知る事ができる。

以上、當面の課題と直接關係をもつと認められる範圍において、民運糧に考察を加えたのであるが、事實問題として、つぎのような諸點を明らかにしたのではないかと思う。即ち、民運糧は、華北諸省がこれを負擔したものであつて、邊餉問題におけるその數量的比重も無視できないばかりでなく、むしろ、最も主要な補給源であつたと考えられ、その折納、殊に銀納は、各鎮ごとに事情は同じではないが、部分的銀納は、すでに、正統年間にはじまつており、

全面的銀納の開始は、正徳年間の事であつた、など事實の
がそれである。そして、前稿において論じたところの、京
運年例銀の支出が正統年間にはじまつた事實とともに、民
運糧銀納の問題は、邊餉調達體制の銀建て制への移行¹¹銀
貨を中心とする邊餉政策の展開を検證するための重要な視
點をなしているのであつて、これらの徵證によつて、正統
年代以後、明朝の邊餉政策は、舊來の穀物を主體とする體
系から、銀貨を中心とする體系へと、漸次うつりかわつて
行つたという事ができるのである。

三 屯田糧をめぐる問題

さて、民運糧や京運年例銀が邊餉補給體系の問題である
とするならば、屯田糧の問題は、邊餉自給體制の問題であ
るが、屯田の制度史的側面については、すでに、故清水泰
次博士らの研究があるから、その分野においては、附け加
えるべき新しい見解をもつてゐるわけではない。であるに
もかわらず、ここで屯田糧の問題を論じようとするの
は、主として、つぎのような觀點からである。

即ち、前稿以來、折に觸れて言及したところであるが、

京運年例銀の支出や、民運糧の銀納制においてはもちろ
ん、民運糧の輸納にさいして、他の物資を現地に運び、こ
れを米穀に易えて納入せしめるにしても、その圓滑な運營
を期するためには、現地において、比較的容易に穀物が入
手しうるといふ前提條件を必要とする。つまり、兵士の生
命を維持するものが米穀であるかぎり、邊餉問題の中心的
課題は、あくまでも、米穀を集める事にあつたわけで、銀
貨などを使用するのは、經濟的支拂い手段、もしくは交易
物資としてにすぎないのであつて、この問題との關連にお
いて、現地における穀物生産體制の中核をなす屯田糧の問
題が考察されなければならないのである。たとえば、于謙
・急處糧運以實重邊以保盛業疏（文編卷三三）に、

…國家於歲用、不蓄米糧、及遇不時告給、俱是發銀、徒以輕費便
事也、然亦不過買米而已、至各邊糧缺乏、召商報納、徒以目前易
辦也、然商人所買、未嘗他有以益之也、亦不過買之附邊而已、一
方所產、止有此數、買用既多、則米價不得不貴矣、附邊既盡、則
腹裏不得不擾矣、財費於內帑、利歸于商人、害及于百姓、未有能
濟者也、…

とあるのは、銀貨を解送する事の容易さに目を奪われて、

その銀によつて購買されるものが現地産の穀物である事を忘れてはならず、しかも、その産額は一定しているから、購買量が多くなるほど穀物價格の騰貴がおこり、いたずらに、商人の利益に奉仕する結果になりかねないとの見通しを示したものであり、實錄嘉靖七年正月丙申の條にもみえている楊一清・論甘肅事宜（文編卷一一九）に、

…内地所派、既不足外供、朝廷間發內帑給之、亦不過卽糴所在之粟、入所在倉廩而已、而境內佈種不廣、別無輦致、雖有官銀、無從糴入、以故穀價騰貴、日異月殊、…

といつてゐるのは、現地の穀物生産がふるわず、また、輸送されて来る穀物もない場合には、大量に銀貨を積みあげてみても、穀物を買入れる事は不可能である事に觸れた記述であつて、ともに、銀貨を運ぶ事によつて邊餉問題を解決するためには、現地における穀物生産體制が或る程度確立していなければならない事を指摘しているのである。また、それが、民運糧の輸納にさいして、現地で米穀を入手して納付させる方式の實施についても、同様に必要な條件であつた事は、前記王崇古・陝西四鎮軍務事宜疏に、それを示唆した一節があつたとおりである。

この意味において、現地における穀物生産體制の問題は、たんに、邊餉自給の問題であるにとどまらず、ひろく、邊餉政策の展開のためにも、重要な前提條件を提供したのであるが、現地における穀物の生産量を擴大する事が、邊餉政策を成功に導くための基本的要件である事を最も明解に述べたのは、丘濬であつた。彼は、その著・大學衍義補卷三五制國用・屯營之田の條に、つぎのように書き記している。

…臣請、於凡邊塞置立屯田、分軍耕種、不必征其租入、士卒於能本田之外多耕者、立爲賞賚則例、但使人人奮耕、家家有積、邊城自然充足、於是令內地該運邊糧州郡、俾其賸價來糴、家積有餘、市價自平、不獨邊用不虧、邊軍皆贍、而內郡之民亦省矣。

以下において、屯田糧の問題を扱う立場は、このような觀點にもとづいてゐる。

明代における北邊の穀物生産體制は、屯田（軍屯・商屯・民屯）を中核として形成されていた。ただ、それらのうち、民屯と、明代獨自の屯田様式である商屯については、主として、史料制約によつて、その實態には不明な點が多い。殊に、商屯の問題は、商人が開中法に應ずるための

糧草を生産する目的をもつて、自らの財力によつて經營した屯田であり、商人の農業部門における企業的經營の問題とも關連して、甚だ興味深いテーマであると考えられるにもかかわらず、初期においては、邊餉問題の解決に大きく貢獻したといふものの、成化年代以降においては、開中法の主たる關心が運司納銀制へと移行した事とも關係して、次第に、その經營は放棄されて行つた事が明らかにされているだけである。

これに對して、終始、屯田體制の中心的位置を占めていたのは軍屯であるが、その制度史的側面を概説すると、大凡そ、つぎのようである。即ち、明代の軍屯は、主として、北邊地方に設置されたが、戰鬪要員と耕作要員とを區別し、耕作要員に對しては、各々田五十畝を與え、耕牛・農具を給して農耕に専念せしめるというのが、その定式であつた。ただし、戰鬪要員と耕作要員の比率や、授田額などは、各地の具體的事情によつて、若干の差異があつた事はいふまでもない。そして、耕作要員たちは、田五十畝について、毎年、正糧十二石・餘糧十二石、合計二十四石の糧食を各衛の倉庫に納める事が、洪武三十五年に義務づけ

られたが、正糧の十二石は、耕作要員の受取り分として、各自に還給されるとともに、餘糧十二石をもつて、戰鬪要員の月俸にあてる原則であつた。この正糧・餘糧の納入については、洪熙元年に餘糧の半分〓六石が免じられ、ついで正統二年には正糧の徵收が全額免除されており、また、屯田糧の銀納も行われたようである。國初、特に洪武・永樂の頃には、比較的安定した管理が行われ、宣德期はその最も良好な時代であつたとされた軍屯も、つづく正統年代には、すでに、部分的な崩壞現象があらわれはじめている。軍屯の制度的崩壞については、正糧・餘糧の強制的徵收、それにともなう屯軍〓耕作要員の逃亡、天災及び戰亂による田地の荒廢、屯田の私有化と土地の兼併、などの要因が數えられているが、成化時代から、屢々屯田の復興が論じられ、嘉靖年代以後においては、開中法における在邊納粟制の復活なども關連して、その清丈・復舊が試みられているが、いずれも、大した實效をおさめないまま、明朝は滅亡してしまつたのである。(以下、屯田というのは、軍屯を指している。)

ところで、屯田糧の數量的増減の動向は、それぞれの具

體格的資料のなかに、どのように記録されているであろうか。そこにあらわれた數字の増減は、そのまま、屯田の經營・管理状態を知るための材料となるであろうし、また、同時に、現地における穀物生産の體格的消長を理解するための手掛りとして役立つかも知れないのである。さて、その場合、利用されなければならないのは、前稿に紹介したところの四つの統計資料であるが、それらは、統一した記載の體系をもたず、計量の單位も同じではないので、それらによつて、屯田糧の増減を比較する事は、必ずしも適當ではないように思われる。これに對して、葉向高・屯政考(蒼霞草卷一二)の記載は、簡單ではあるが、甚だ明快である。

…蓋在洪永間、遼東屯糧、以石計者七十萬、今十七萬、甘肅六十萬、今十三萬、寧夏十八萬、今十四萬九千、延綏六萬、今五萬、薊州十一萬、今僅視延綏、山西計其初、當亦不下十萬、今得二萬八千有奇、…

これは、國初Ⅱ洪武・永樂年間の屯田糧と萬曆末年のそれとを、數量的に對比したものであるが、約二百年ばかりの間に、各鎮とも減少を記録している。殊に、遼東の場合には、四分の一にまで減少した事が明らかであるけれど

も、萬曆會典卷二八邊糧の條に、遼東の屯田糧について、洪武二十五年に五十三萬七千二百五十餘石、永樂十年に七十一萬六千一百餘石、正德嘉靖年代に三十八萬三千八百餘石、隆慶年間には、わずかに二十三萬五百餘石、そして、萬曆六・七年頃の數字として、二十七萬九千二百十二石餘と記録しているのは、前記屯政考よりも詳細である。また、實錄萬曆二年十一月辛未の條には、大同の屯田糧は、もと七十餘萬石であつたが、今やわずかに、六分の一に減じてしまつたというような記載もある。このように、各邊鎮ともに、その屯田糧は減少する傾向にあつたのであるが、佐伯富博士の作製にかかる統計表によれば、明代における全屯田糧は、つぎのような増減を示している(次頁)。

これによれば、洪武・永樂から洪熙をへて宣德に至る年代の數字と、正統二年以降の數字との間には、確然たる懸隔が認められるのであるが、明史食貨志屯田の條に、「正統より後、屯政稍弛む」などといつてゐるのは、こうした事實と對應した記述であらうと思われる。つまり、統計數字そのものには、絶對的信賴をおきえないにしても、數字の増減という相對的關係のなかに、或る程度まで、その制

年 代	西 曆	屯 田 糧 (單位石)	典 據
洪武二年	一三八八	五・〇〇〇・〇〇〇	續文獻通考 五
永樂元年	一四〇三	二三・四五〇・七九九	太宗實錄 二五
五年	一四〇七	一四・三七四・二七〇	〃 五四
一〇年	一四一二	一一・七八一・〇〇〇	〃 八六
一八年	一四二〇	五・一五八・〇四〇	〃 一八
宣德元年	一四二六	七・二二一・八五八	宣宗實錄 二三
正統二年	一四三七	二・七九一・〇〇七	英宗實錄 三七
景泰元年	一四五〇	二・六六〇・六七三	〃 二二一
天順元年	一四五七	二・八五〇・〇〇〇	〃 二八五
成化元年	一四六五	三・八一二・一八〇	憲宗實錄 二四
弘治元年	一四八八	二・九三六・〇七〇	孝宗實錄 二一
正德元年	一五〇六	一・〇四〇・一五八	武宗實錄 二〇
嘉靖元年	一五二二	三・七四二・五五〇	世宗實錄 二一
隆慶元年	一五六七	一・八六四・三六九	穆宗實錄 一
泰昌元年	一六二〇	屯糧折銀 二四・八二二兩	光宗實錄 四
天啓元年	一六二一	〃 二四・八二二兩	熹宗實錄 一二

度的消長を把握しうる可能性があるならば、右の統計表は、屯田制度の理解について、重要な材料を提供するかも知れないのである。

さて、以上のように、明代における屯田糧は、國初―洪武・永樂の頃に最も多く、それ以後においては、全般的に

減少する傾向を示しており、殊に、前掲の統計表によれば、宣德元年と正統二年との間に、數量の激減が記録されているのであるが、これらの事實は、どのように解釋すればよいのであろうか。この場合、屯田の制度的崩壊現象を、その數字の變化のなかに見出すのも一つの見解ではあるが、その意味するところは、必ずしも、それほど單純ではないように思われるのである。即ち、私見によるならば、前掲統計表における數字の變動、殊に、正統二年におけるその激減は、屯田糧の徵收體系の變化にともなう現象であつて、それは、屯田の制度的變化を示すものではあつても、決して、屯田における穀物生産實績そのものに激變があつた事を示すものではないように思えるのである。そして、このような考え方は、萬曆會典卷一八屯田の條にみえる、つぎのような一連の條例を解釋する事によつて導かれるものである。

即ち、會典の記載によれば、屯軍―耕作要員一名に對する原則的授田額五十畝について、毎年、正糧・餘糧として計二十四石の穀物を各邊倉に納入すべしと定められたの

は、洪武三十五年の事であつたが、洪熙元年には、の餘糧半分にあたる六石が免除されたので、穀物の納入量は、正・餘糧あわせて十八石となつた。この規定が、正統二年には、更に、つぎのように改定されているのである。

(正統)二年令、每軍正糧免上倉、止徵餘糧六石(科則至是始定)

つまり、この正統二年以後、正糧＝屯軍自身の受取り分であつて、一たん邊倉に納めてから、あらためて給與されていた十二石の納入を全面的に免除し、餘糧＝駐屯の守備兵たちの食糧にあてる六石のみを納めさせる事に、規定を改めたのである。とするならば、この規定の實施にともなつて、正統二年以降の屯田糧は、官製の統計においては、洪熙元～正統元年までの三分の一に、洪武三十五～永樂末(二十二)年までの四分の一に、數字の上では減少する可能性のあつた事を認めなければならぬであらう。そして、その結果は、前掲統計表にも、當然あらわれていなければならないのである。そこで、こうした見解をもとにして、前掲統計表にあらわれた數字の變化に注目するならば、正統二年における屯田糧の激減現象は、まさに、その時點に關するかぎり、表面的な數字の減少を意味するにすぎず、

この事實のなかに、屯田の制度的崩壞現象や、その實質的な生産規模の縮小を直接的に見出すのは、必ずしも、正しい解釋ではないという事になるであらう。

しかしながら、正糧の納入を免除するこの規定は、その後の屯田制度に、重大な影響を及ぼすにはいなかった。それは、結果的には、屯田の私有・兼併を促進する要因として作用する事になつたのである。即ち、この規定は、正・餘糧の納入を課する事によつて、概念的には、屯田の生産物は、一應すべて官有であるとする舊來の立場をすてた事を意味し、餘糧完納後における餘剩生産物の私的處分を認め、ひいては、屯田の實質的私有を是認するものであつたと理解する事ができるのである。つまり、これによつて、屯田そのものが賣買の對象となりうるにいたつたという事である。屯田の私有・兼併にともなう屯政の崩壞という論理は、多くの史書の共通して採用するところであり、また、事實、現地有力者や高級軍人らの土地・人民の私占、灌漑設備の占據などは、宣德・正統以後、廣範圍に行われたようであるが、正統二年の納糧規定の改定によつて、屯田の私有・兼併は、なかば公然と行いうる契機を與えられたと

いう事ができるのであつて、これこそが、屯田の制度的崩壊を導く最大の要因であつたと考えられるのである。つまり、逆の表現を用いるならば、屯田の制度的崩壊の過程は、そのまま、高級軍人や在地の有力者たちによる、大土地所有の發展の過程であつたという事ができるのである。

右のように、官製の統計表における數字の變動が、屯田の制度的崩壊や、その生産規模の縮少を示すものではなく、また、正統二年の納糧規定の改定が、屯地の私有・兼併を促進する契機となつたとするならば、この時期以降、北邊における穀物生産體制は、次第に、現地の高級軍人や在地の有力者たちの手中に握られて行つたと考えられるのである。そして、高級軍人や在地の有力者たちによる屯田の私占、軍餘_二軍の餘丁（定員外の兵丁）らの私役による私有地の耕作といった事例は、すでに、洪熙年間から屢々指摘されているが、たとえば、實錄におけるその最初の記載と思われる洪熙元年十月戊子の條には、つぎのようにみえている。

行在監察御史李筈奏、山西天城衛鎮守都指揮僉事魏清、私占官軍屯田二頃、及役軍士五十餘人於家、罪應杖當罰役、從之、

また、皇明條法事類纂卷三におさめられた「各處鎮守準備内外官員不許置買莊田店鋪役使軍民及多養馬匹例」に、
 …其間有在所鎮地方、廣置莊田、役使軍人耕種、驅使附近人民、出備牛隻代伊耕種、方許民耕、却將所得糧米替人輸納、取利肥己、詭計上倉、冒支官銀者…

とあるのは、成化元年三月七日、兵部尙書王竑らの題奏の一節であるが、各邊鎮の將帥たちのなかに、廣く莊田を設け、軍人を使役して耕種せしめる一方、附近の住民をもちりたててこれを耕作させ、牛隻を提供させたうえに、その耕作が終つてはじめて、彼ら自身の田地を耕作する事を許し、更に、こうして收穫した穀物を邊倉に輸納し、官銀をうけとつて私腹を肥す者があつた事が、これによつて明らかであり、王英の故通議大夫工部右侍郎羅公墓碑銘（皇明文衡卷八二）にも、傳主羅簡の卒年（正統四年）から類推して、それは、恐らく、宣德年間の事情を述べたものと考えられるが、陝西邊地の肥沃な田土が權豪の占奪するところとなつていた事に言及した部分がある。また、實錄正統八年九月戊寅の條によれば、監察御史李純に賜つた勅諭の一節には、

…近年(遼東)都司衛所官、往往占種膏腴、私役軍士、虛報子粒、…とあり、實錄では景泰三年十一月癸酉の條にみえている、商輅・邊務疏(文編卷三八)にも、

…先前在京功臣等官之家、口外附近各城堡膏腴田地、占作庄田、以次空闲田地、又被彼處鎮守總兵參將并都指揮等官、占爲己業、每歲使軍夫耕種、收利肥己、其守城等項軍人、非但無力耕種、雖有餘力、亦無近便田地可耕、…

とあるほか、實錄正德元年五月乙未の條には、戸部左侍郎王儼の言葉をひいて、

…宣府平衍土地、故屯田也、嘗景泰中、被在京僧寺貪緣陳乞霸占爲莊者、不下十餘處、以致屯種失業、邊餉匱乏、…

などとも記している。これらの記載によつて、高級軍人や在地の有力者(勢要之家)、在京の功臣の家・寺院などによる屯田の私有・兼併は、宣徳・正統の頃から、かなり廣範圍且つ大規模に行われた事は明らかであるが、その程度と規模について、代表的事例を實錄の記載に求めると、つぎの如くである。

まず、實錄宣徳六年二月壬子の條によると、寧夏方面にいた寧陽侯陳懋は、軍士を私役して田三千餘頃を耕作させ

たうえに、民間の水利を奪つたとあり、宣徳九年二月癸酉の條には、鎮守大同參將曹儉は、應州などのところに莊地百五十餘頃を私有し、大同諸衛の軍士百餘人を私役して耕種せしめたとみえており、宣徳六年九月丙寅の條に、行在工部侍郎羅汝敬の報告するところによれば、寧夏・甘州地方における官豪の家の占種する土地面積は一萬四百九十餘畝であつた。また、正統元年三月乙未の條にみえる巡按陝西監察御史曹翼の上奏によれば、太監王貴は、官田一百餘頃を占種し、軍屯の水利を奪うとともに、軍餘九百餘名を私役したといい、正統二年五月丙午の條には、甘肅方面において、西寧侯駙馬都尉宋琥・太監王安ら六名が、總計六百餘頃の土地を私占していた事を記しているほか、正統八年七月丙寅の條にみえている陝西左參政年富の奏稱にも、陝西衛所の軍官で肥饒の田土を占種する者のうち、多い場合には、その額三・四十頃に達したといつてゐる。更に、弘治六年二月辛亥の條には、革任の參將王昇が、偏頭關などのところにおいて、土地四百八頃有奇と官房五百六十餘間を私占していたと報告されており、弘治十五年十月乙巳の條には、右少監劉恭が、遼陽において、軍餘千餘人

を私役して、官地三百餘畝を耕作せしめた事實が伝えられているし、正徳四年九月庚子の條、兵部左侍郎胡汝礪の上奏によれば、宣府鎮内外の鎮守・協守・守備等官の莊田は、合計九百二十八頃七十餘畝であつたと記録されているほか、嘉靖八年五月丙午の條にも、遼東鎮守太監白懷らの軍民の田土を占種する事、多い者で二百五十餘頃、少い者でも十餘頃にのぼつたと記るされている。

かかるいわば不法な土地の私有・兼併現象の進行とは別に、政府の側においても、軍人たちの土地經營を積極的に獎勵する方針をもつていた。即ち、國朝典彙卷一五六屯田の條に、

（永樂二年十二月）令、各處衛所屯田、若官員軍餘家人自願耕種者、不拘頃畝、任其開墾、子粒自收、官府不許比較、

とあり、實錄宣徳七年九月壬戌の條にみえる參政沈固の上奏の一節に、

…先奉太宗皇帝勅諭、軍官及軍下舍人家人餘丁自願耕種者、不拘頃畝、隨其開墾、子粒自收、官府不許比較、…

とあるのは、前記永樂二年十二月の令を指していると考えられるほか、萬曆會典卷一八屯田の條にも、

（正統）二年令、大同宣府遼東陝西沿邊空閒之處、許官軍戶下人丁儘力耕種、免納子粒、

と記しているのは、開墾した土地とその收穫物の私的所有を認める方針が、永樂二年以降においてうちだされていた事を示したものであらう。また、于謙・議處邊計疏（文編卷三三）によると、正統十四年土木の變後の北防體制再建の一策として、屯田を積極的に再興するとともに、在邊の有力者たち（官豪勢要一應人等有力之家）の土地經營を獎勵し、生産物の販賣、及びそれをもつて鹽糧の開中に應じる事を認める事によつて、現地における食糧生産の擴大をはかろうとする計畫を、于謙は提示している。したがつて、こうした方針にそつて、合法的なかたちにおいても、土地の私有面積は、ますます擴大する方向にあつたと推定されるのである。

さて、以上のように、屯田の私有・兼併、土地の私的經營の獎勵などといった過程をつうじて、北邊における穀物生産體制は、在邊の高級軍人や有力者たちの手に握られて行つた。そして、前記の諸例によつて明らかな如く、その土地所有の規模は、少くて數頃乃至數十頃、多ければ數百

頃にも及んでおり、その土地は肥沃なものが多く、乾燥地帯である邊境地方の農業生産には特に大切な條件である灌漑設備の獨占などもあつたから、彼らの手中には、毎年、莫大な量の穀物が貯えられていたに違いない。もちろん、その收穫量は、土地の所有面積やその生産力の差によつて、かなりの相違があるのは當然であるが、數百石乃至千石と推定しても、必らずしも、多すぎる事はないであらう。國權景泰元年十月己丑の條に、禮科都給事中金達の言を載せて、

…臣嘗到邊、長安嶺至獨石、田禾豐茂、詢之、皆總兵等官私產也、…とあり、また、弘治十年、戸部侍郎劉大夏が命を奉じて、邊餉問題整理のために、宣府方面に出發しようとした時、戸部尚書周經が彼に與えた忠告のなかに、

…北邊糧草、半屬京中貴人子弟經營、公素不與此輩合、此行恐不免剛以取禍、…(全邊略記卷三・宣府略)

といつてゐるのは、北邊における穀物生産體制の主要部分が、高級軍人や在地・在京の有力者たちの手に握られていた事實を明らかにするための證言となるであらう。

ところで、右のような過程をへて展開されたところの、

北邊における大土地所有にもとづいて、土地所有者としての、現地における高級軍人や在地の有力者の手もとに蓄積された莫大な量の穀物は、どのように消費されたのであるか、その點について、明確な判斷の基礎となるような史料は、前記皇明條法事類纂「各處鎮守守備内外官員不許置買莊田店舖役使軍民及多養馬匹例」の記載のほかに、充分には檢索しえなかつた。しかし、それは、極めて重要な問題であつて、見逃されてはならないであらう。そこで、この點に關する筆者の見通しを提示して、本稿の結論に代えたいと思う。

即ち、前述の如く、所謂正統初年における屯田糧の激減は、たんに、屯田糧の徵收體系の變化にともなう現象であつて、それは、必らずしも、屯田を中核とする北邊の穀物生産の規模に、根本的な變化が生じた事を意味するものとは考えられない。つまり、北邊における穀物の生産は、これによつて、屯田體制に代つて登場するところの、高級軍人や在地の有力者たちによる土地經營の進展というかたちで繼承されたと考えられるのであつて、彼らの手中には、大量の穀物が蓄積されていたであらうと想像される。そし

て、かかる現象は、宣徳・正統年代以降において顕在化するものであるが、これとほぼ時期を同じくして、すでに明らかにしたような京運年例銀の支出・民運糧の銀納などを具體的内容とする、邊餉調達體制の轉換がはじまつているのは、決して、偶然の一致ではないように思われる。つまり、本稿において、再三言及したように、かかる政策的轉換が、現地における穀物生産體制の、或る程度の安定を背景としてはじめて、可能であるとするならば、邊境地方における大土地經營の進展と、銀貨を主體とする邊餉政策の展開との間には、必然的な連關があるはずであつて、それは、論理的な要請であるにとどまらず、事實問題においても、そうでなければならぬのである。このように考えるならば、その場合、蓄積された穀物は、北邊に輸送された銀貨とひきかえに各邊倉に納められ、軍餉となるのが常態ではなかつたか、別のいい方をするならば、銀を主要通貨とし、政府側を買い手、土地所有者（もしくは穀物商人）を賣り手とする、大規模な穀物取引市場が存在していたのではなからうか、また、かかる取引市場の存在を前提としてはじめて、銀貨を中心とする邊餉政策の展開は可能であつた

のではあるまいか、などというように、その推理を進展させる事ができるであらう。ただし、それは、あくまで一つの見通しにすぎないのであつて、そうした事實の存在を證明するためには、新たな論稿が用意されなければならない。また、邊餉問題については、もう一つ、開中法の問題を論じなければならぬわけであるが、その際に、北邊における軍事的消費地帯の經濟問題を統體的に究明するとともに、これらの問題点についても觸れたいと思つてゐる事を附記しておく。

（未完）

註

(1) 民運糧については、なお、多くの問題點がある。たとえば、その輸送は一種の役であつたと考えられるにもかかわらず、明代に編纂された華北の各地方志の當該の條には、その名稱がみえていない事、萬曆年間にいたつて、その滯納が慢性化し、邊餉問題に重大な影響を及ぼした事、その銀納にさいしての換算率の時代的變化と經濟的背景の考察、などの問題があるが、本稿においては、諸般の事情により、それらの問題の追求を斷念した。

(2) 本稿に引用した明實錄の記載は、一・二の例外を除いて、すべて、京都大學文學部編・明代滿蒙史料（明實錄抄）の蒙古編・滿洲編によつたものである。

(3) 實錄洪武二十年四月庚寅・同永樂二十年四月壬子の各條。萬

- 曆會典卷二八邊糧の條にみえる永樂十三年・同二十年の規定。
- (4) この統計の年代を明らかにする直接的な材料はないが、恐らく、各鎮ごとに、その作製年代を異にしているものと考えられる。前稿の註(3)参照。
- (5) 皇明文海・一七五卷、鈔本、細川護立氏の藏書であるが、現在、國內外をつうじて、第二本の存在は知られておらず、したがって、天下の孤本とも稱すべき貴重書といわれており、昨年、京大人文科學研究所に寄託されていた。明人の傳記資料約三六〇〇通を集めた碑傳集で、國朝獻徵錄と性格を同じくする。本書の内容については、京大人文科學研究所歴史研究室編の皇明文海索引稿・皇明文海目錄があつて、参考とすることができる。
- (6) 清水泰次 明代の屯田（東亞經濟研究四ノ三）・明代の軍屯（東亞經濟研究八ノ二）・明初に於ける軍屯の展開とその組織（史學雜誌四四ノ五ノ六）・明代軍屯の崩壞（史觀五）など。
- (7) 清水泰次・商屯考（東亞經濟研究一一ノ二）、王崇武・明代的商屯制度（萬貫半月刊五ノ一二）、藤井宏・明代鹽商の一考察（史學雜誌五四ノ五・六・七）など。
- (8) 佐伯富・明清時代の民壯について（東洋史研究一五ノ四）四〇頁。
- (9) 皇明條法事類纂の原文のこの部分には、
：驅使附人近民出備牛隻代伊耕畢：
とあるが、意をもつてこれを改めた。
- (10) なお、詳細は明らかではないが、各邊鎮の將官たちには、養廉田として、若干の土地が與えられていた事實がある。